|  |
| --- |
| **スポーツツーリズム推進事業企画運営業務****に係る企画提案公募要領** |

大阪府では、「第３次大阪府スポーツ推進計画（※１）」（令和４年３月策定）に基づき、「スポーツ楽創都市・大阪　スポーツとともに成長し、楽しさあふれる大阪へ」の実現に向け、スポーツツーリズムの推進に重点的に取り組むため、「スポーツツーリズム推進事業企画運営業務」を実施します。

この業務については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

本事業は「令和7年度大阪府一般会計予算」の成立を前提に事業化される停止条件付事業です。予算が成立しない場合には、提案を公募したに留まり、効力は発生しませんので、あらかじめご了承ください。

※１：「第３次大阪府スポーツ推進計画」は、大阪の魅力的なスポーツ資源を最大限に活用し、スポーツのもつ「楽しさ」をキーワードに、スポーツによる健康づくりやスポーツツーリズムの推進等に重点を置いて、今後５年間（令和４年度から令和８年度まで）のスポーツ施策を戦略的に推進していくための具体的な方向性を示したもの。

（参考リンク）<https://www.pref.osaka.lg.jp/sportsshinko/sportplan3/index.html>

# １　業務名

スポーツツーリズム推進事業企画運営業務

(1)業務の趣旨・目的

国の第３期スポーツ基本計画において、「地域スポーツコミッション」は、スポーツを目的として訪れる人々に地域内での消費を促し、地域経済に貢献するスポーツツーリズム推進の担い手として位置づけられ、スポーツを通じた地域外からの誘客を図る活動（アウター事業）に加え、地域向け住民サービスの充実（インナー事業）など、地域から求められる役割を果たすことが期待されています。

大阪府では、令和４年１月に、府内１６のトップスポーツチームと一丸となりスポーツツーリズムの推進や生涯スポーツの振興を目的に、「大阪スポーツコミッション（OSAKA　SPORTS　PROJECT）」（以下、「コミッション」という。）を設立し、スポーツツーリズムに取り組んでいます。

本業務は、スポーツ庁「令和７年度スポーツツーリズム・まちづくり担い手育成総合支援事業」等を活用し、スポーツを通じた地域外からの誘客活動として、スポーツチームの試合と、様々な「みる」スポーツ、「する」スポーツの体感や、スポーツと親和性の高い文化・産業など「スポーツ×○○」を楽しむことができる大規模なイベントを３日間実施する。また、本イベント実施に際し、コミッション構成チームの府外試合会場・ツーリズムイベント、メディア等において、本業務の周知やスポーツを含む大阪の都市魅力の発信を行うことで、大阪へより多くの誘客、府内での周遊促進を図ることで、スポーツツーリズムをめざしていきます。

また、本業務においては、スポーツビジネス等を志している学生に学びの場の提供も行い、将来の担い手となる人材の育成にも貢献します。

**大阪スポーツコミッション（OSAKA　SPORTS　PROJECT）について**

大阪府では、スポーツを都市魅力の有力なコンテンツとして活用し、在阪スポーツチームとの連携を基軸に観光や文化などと組み合わせたスポーツツーリズムの推進とともにスポーツを楽しめる機会の提供を通じ、生涯スポーツの振興にも取り組むことで、地域社会・経済の活性化を図るため令和4年１月に設立。

コミッションの特徴としては、トップスポーツチームの競技種目やホームタウンなどの垣根を超えた連携、チーム・アスリート等の知名度や集客力などを活かした広報プロモーションなどであり、これらを活かし、自治体や民間企業と連携したスポーツイベントを実施している。

＜トップスポーツチーム（16チーム）＞

野球 　オリックス・バファローズ

サッカー 　　　　　　 ガンバ大阪、セレッソ大阪、FC大阪、スペランツァ大阪

フットサル 　シュライカー大阪

バレーボール 　日本製鉄堺ブレイザーズ、サントリーサンバーズ大阪、大阪ブルテオン、

大阪マーヴェラス

バスケットボール　 大阪エヴェッサ

ラグビー レッドハリケーンズ大阪、花園近鉄ライナーズ

卓球 　日本生命レッドエルフ、日本ペイントマレッツ

ハンドボール 　大阪ラヴィッツ

（参考：スポーツ大阪（大阪府）　https://sports.pref.osaka.jp/osaka-sports-project/）

(2)業務概要

別紙「仕様書」のとおり

(3)委託上限額

177,000千円（消費税及び地方消費税額を含む）

　　　　※　上記委託金額は、スポーツ庁の令和７年度「スポーツによる地域活性化・まちづくり担い手育成総合支援事業」の採択を前提とした金額となります。採択状況によっては、コンテンツ内容等の変更（コンテンツの縮小等）を求めることがあり、最大167,000千円（消費税及び地方消費税含む）の減額変更契約の可能性があります。

# ２ スケジュール

令和７年３月10日　（月曜日） 公募開始

令和７年３月13日　（木曜日） 説明会開催

令和７年３月21日　（金曜日）午後５時 質問受付締切

令和７年４月９日　　（水曜日）午後５時 提案書類提出締切

令和７年４月中旬頃 選定委員会（プレゼンテーション審査）

令和７年５月上旬頃 契約締結・業務開始

令和８年１月30日　（金曜日） 業務終了(予定)

# ３ 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあっては、構成員全員が該当すること。

(1)　次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　成年被後見人

イ　民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第３条第３項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ　被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ　民法第17条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ　営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者

ク　地方自治法施行令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2)　民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第１項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第１項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3)　府の区域内に事業所を有する者にあっては、府税に係る徴収金を完納していること。

(4)　府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近１事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(5)　消費税及び地方消費税を完納していること。

(6)　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(7)　次のアからウのいずれにも該当しない者であること。

ア　大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和２年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第３条第１項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）

イ　暴力団排除措置規則第９条第１項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）

ウ　暴力団排除措置規則第３条第１項各号のいずれかに該当すると認められる者

(8)　府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第２条第４項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

# ４ 応募の手続き

本業務の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「３　公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1)　公募要領の配布及び応募書類の受付

ア　配布期間

令和７年３月10日（月曜日）から令和７年４月９日（水曜日）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後５時まで。正午から午後１時を除く。）

イ　配布場所及び受付場所

大阪府 府民文化部 文化・スポーツ室 スポーツ振興課 スポーツ振興グループ

住　　所：大阪市住之江区南港北１－14－16

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）37階

電話番号：06-6210-9308



（咲洲庁舎の地図）

ウ　配布方法

上記「イ　配布場所及び受付場所」で配布するほか、スポーツ振興課ホームページ

（<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070110/sportsshinko/sports-tourism/20250310.html>）からダウンロードできます。（郵送による配布は行いません。）

エ　受付期間

令和７年３月10日（月曜日）から令和７年４月９日（水曜日）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後５時まで。正午から午後１時を除く。）

オ　提出方法

書類は、「4.（１）イ受付場所」に持参してください。持参する場合は、事前にご連絡ください。

郵送による提出も可とします。配達までの送達過程が確認できる郵便(簡易書留等)により提出してください。【4月９日（水曜日）必着】

（上記以外の方法（メール等）による提出は受け付けません。）

【送付先】

〒559-8555

大阪市住之江区南港北1-14-16　大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)37階

大阪府 府民文化部 文化・スポーツ室 スポーツ振興課 スポーツ振興グループ

カ　費用の負担

　　応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

ア 応募申込書　　　（様式１：正本１部、副本（コピー可）8部）

イ 企画提案書　　　（様式２：正本１部、副本（コピー可）8部）

審査の際の匿名性を担保するため、記名・押印等が必要な表紙等を除く企画提案書本文の記載にあたっては、提案者名等、提案者を特定できる文言を使用しないでください。

ウ 応募金額提案書　（様式３：正本１部、副本（コピー可）8部）

エ 事業実績申告書　（様式４：正本１部、副本（コピー可）8部）

※過去に実施した同種又は類似の業務実績の詳細資料がある場合は、別途提出してください。（様式自由：原本１部、副本8部）

オ 共同企業体で参加の場合

1. 共同企業体届出書 （様式５：１部）
2. 共同企業体協定書（写し） （様式６：１部）
3. 委任状 （様式７：１部）　※押印必須
4. 使用印鑑届 （様式８：１部）

カ 誓約書（参加資格関係） （様式９：１部）　※押印必須

キ 定款又は寄付行為の写し （１部）（原本証明をしてください。）

ク ①法人の履歴事項全部証明書（登記情報提供サービスによるものでも可）（１部）

・法人の場合に提出してください。

・発行日から３カ月以内のもの

②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（１部）

・個人の場合に提出してください。

・発行日から３カ月以内のもの

・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（１部）

・個人の場合に提出してください。

・発行日から３カ月以内のもの

・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

ケ 納税証明書　（各１部）（未納がないことの証明：発行日から３カ月以内のもの）

①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。

②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

コ 財務諸表の写し（１部：最近3カ年のもの、半期決算の場合は6期分）

1. 貸借対照表
2. 損益計算書
3. 株主資本等変動計算書

サ　障害者雇用状況報告書の写し　（１部）

ａ　常用雇用労働者数が40.0人以上の事業主の場合

・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が40.0人以上)に義務化されている｢障害者雇用状況報告書（国様式第６号）｣の写し

・公示の日の直前の６月１日現在（６月２日から７月14日までに公示された場合は、前年の６月１日現在）の状況について記載したもので本店所在地管轄の公共職業安定所長に提出済で受付印のあるもの。（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出して下さい。）

ｂ 常時雇用労働者総数が40.0人未満の事業所の場合

・「障がい者の雇用状況について」（様式10）１部

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了承ください。なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

　　 応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5)　その他

ア　応募は１者１提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ　応募書類について正本は、カラー印刷としてください。（副本はモノクロ印刷でも可。）また、副本については、提案者名及び提案者が特定できる情報（代表者、社章、所在地、電話番号等）を黒塗りする等して、提出してください。

ウ　応募書類の提出に際しては、正本、コピーそれぞれ１セットずつＡ４ファイルに綴って提出してください。応募書類のうち様式１～７については電子媒体（ＵＳＢメモリ等）での提出もお願いします。

エ　正本の表紙及び背表紙には提案業務タイトルと提案団体名を記入してください。（副本は提案業務タイトルのみ）

＜記入例＞「スポーツツーリズム推進事業企画運営業務」提案書　株式会社○○（団体名）

オ　書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

カ　提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

**５　説明会**

(1)　開催日時

令和７年３月１３日（木曜日）午後3時から午後4時30分まで（１時間30分程度）

(2) 開催場所（※Microsoft Teamsでのオンラインのみ）

　　　会議URLについては、別途送付いたします。

(3) 申込方法

メール本文に「参加団体名」「参加者職・氏名」「連絡先」を記載し、下記申込先まで電子メールにてお申し込みください。

送信後、当課からの受信確認メールが届かない場合は、電話にて申し出てください。

申込先 ：大阪府府民文化部文化・スポーツ室スポーツ振興課（sportsshinkopropo@gbox.pref.osaka.lg.jp）

メール件名 ：【（団体名）】スポーツツーリズム推進事業企画運営業務説明会申込

※口頭、電話による申し込みは受け付けません。

(4)　説明会への申込期限

令和７年３月１３日（木曜日）正午まで

**６　質問の受付**

(1)　受付期間

公募開始日から令和７年３月２１日（金曜日）午後5時まで

(2)　提出方法

電子メール（アドレス：sportsshinkopropo@gbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

件名 に【（団体名）】スポーツツーリズム推進事業企画運営業務質問

ア　電子メール送信後、必ず電話連絡（06-6210-9308）をお願いします。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後５時まで。正午から午後１時を除く。）

イ　電子メール以外（口頭、電話等）による質問は受け付けません。

ウ　質問への回答はスポーツ振興課ホームページ

（<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070110/sportsshinko/sports-tourism/20250310.html>）に掲示し、個別には回答しません。

**７　審査の方法**

(1) 審査方法

ア　(2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案事業者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とする。

イ　審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。

プレゼンテーションにおいてパワーポイント等を使用される場合は、事前に連絡をしてください。パワーポイントに企業名等が表示されないようにしてください。プロジェクター、スクリーン等の機材の貸し出しは行いますが、ノートパソコン等は事業者でご準備ください。

なお、機器の準備等は説明時間に含まれますのでご注意ください。

ウ 最優秀提案事業者の評価点が、審査の結果、200点満点中120点以下の場合は採択しません。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

 　エ　最優秀提案事業者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2)　審査基準

| 審 査 項 目 | 審 査 内 容 | 配点 |
| --- | --- | --- |
| 提案内容の妥当性及び充実度 | **A）スポーツによる大規模イベントの企画・運営業務****○本業務の趣旨・目的を理解し、国内外から参加者を惹きつけ、誰もが体験や観覧したくなるような集客効果が高い魅力的なコンテンツが提案されているか。**【ポイント】・イベント会場の選定は、立地や定員、コンテンツ内容、事業効果を十分に考慮されているか。・スポーツの体験コンテンツだけでなく、スポーツを見て楽しむことができるコンテンツ（例：スポーツミュージアム、パブリックビューイングなど）も提案されているか。・コミッション構成チームの競技だけでなく、アーバンスポーツやバーチャルスポーツなど、年齢や性別障がいの有無等にかかわらず、誰もが楽しむことができるコンテンツも含めるなど、多様なジャンルのスポーツで構成されているか。・大阪の強みであるスポーツとエンタメ・文化・観光・産業など「スポーツ×○○」をテーマに、国内外からの観光客を惹きつけるとともにスポーツに関心の薄い層の集客につながるようなコンテンツが含まれているか。・インバウンドも想定し、多言語や非言語で楽しむことができるよう、デジタル技術の活用などの工夫がされているか。**○アスリート・著名人などを起用し、集客効果を高め、魅力的なステージコンテンツについても提案されているか。****○B）の事業と連携し、大規模イベントと特別な試合との相互集客や、大阪府内での宿泊や消費向上につながるような仕掛けを提案されているか。**【ポイント】**・**スポーツツーリズムの基本理念を理解し、単なるイベントの開催にとどまらず、大阪府内における消費額の向上につながるようなコンテンツを提案されているか。**○当該イベントの内容に沿ったプレイベントが提案されているか。**【ポイント】・当該イベントへの機運醸成を図るものであるか。・大阪・関西万博への来場促進を図る内容も取り入れられているか。 | 80点 |
| **B）大阪府が構築する特別な試合の会場確保、設営及び運営業務**○　**バレーボールの試合を開催するための会場を提案すること。**【ポイント】・より多くの観客が観戦できるような会場が提案されているか。（目標観客数：5,000人/試合）・試合を行う競技に相応しいものであるか。（少なくとも競技エリアは国際基準に準拠していること） | 15点 |
| **C）イベントの広報業務**○　**本事業の趣旨を十分に理解したうえで、どのようなプロモーションを実施するのか、着眼点、対象、手法等（媒体、時期）について具体的に提案されているか。**【ポイント】・プロモーションで活用する効果的な広報物など活用媒体や手法について企画されているか。・大阪府が実施する他の事業と連携を図り、効果的な広報活動が提案されているか。・インバウンドを意識した広報が提案されているか。・事業者提案のほか、コミッションのSNSやスポーツ大阪、大阪スポーツナビの活用が提案されているか。・事業を通して、コミッションの認知度向上につながるような広報が提案されているか。 | 60点 |
| 実施体制（運営業務）及びスケジュール | **○**　**本業務を推進するにあたり、様々な大学や専門学校でスポーツビジネスを学ぶ学生を広く募集して、学びの場を提供し、将来の担い手となる人材の育成につながる取組みを具体的に提案すること。**【ポイント】・学びの場として有効な環境が提案されているか。・本事業における学生の関わり方が明確に提案されているか。 | 10点 |
| **○**　**本事業の目的を踏まえ、事業実施における具体的な事業効果が明記されているか。****○　本業務実施後の展開性及び持続可能性についても具体的に明記されているか。****○　業務全体の運営体制について提案されているか。****○　業務を円滑に遂行できる全体スケジュール・事業管理方法について具体的に提案されているか。****○　本事業の実施に耐えうる経営・財務状況か。** | 20点 |
| 障がい者雇用 | ・常用労働者40.0人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているかどうか。または、常用労働者40.0人未満の場合、１人以上障がい者を雇用しているかどうか。 | 5点 |
| 価格点 | 【価格点の算定式】満点（10点）× 提案価格のうち最低価格／自社の提案価格※上記の計算式をもって算出した数値の小数点以下第２位を四捨五入した数値を得点とする。 | 10点 |
| 合計 | 200点 |

(3)　審査結果

ア　契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ　選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目をスポーツ振興課ホームページ

（<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070110/sportsshinko/sports-tourism/20250310.html>）において公表します。

応募者が２者であった場合の次点者の得点は公表しません。

1. 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点

＊品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額

1. 全提案事業者の名称　＊申込順
2. 全提案事業者の評価点　＊得点順 内容は①に同じ
3. 最優秀提案事業者の選定理由　＊講評ポイント
4. 選定委員会委員の氏名及び選任理由
5. その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(4)　審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア　選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ　他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ　事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ　応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

**８　契約手続きについて**

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。

(2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。ただし、大阪府と協議の上、概算で支払いをしなければ契約しがたいと認められた場合は、地方自治法施行令第162条第６号及び大阪府財務規則第45条第２号の規定に基づき、概算払いをすることができるものとします。

(3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第８条第１項に規定する誓約書（様式11）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。

(4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第３条第１項に規定する入札参加除外者、同規則第９条第１項に規定する誓約書違反者又は同規則第３条第１項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。

(5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。

ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者

(6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の５以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。

ア　国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。

イ　政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の８割に相当する金額による。

ウ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第３条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。

エ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。

オ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。

この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

(7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。

ア　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の５以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない｡

イ　大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第３号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の７割以上）の契約履行実績が過去２年間で２件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ　大阪府財務規則第68条第６号に該当する場合。

**９　その他**

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得（以下のホームページからご覧いただけます）、公募要領、仕様書等を熟読し遵守してください。

<http://www.nyusatsu.pref.osaka.jp/keiyaku/e-nyusatsu/proposal/ankenjoho.html>

**【別記】**

**特記仕様書**

**Ⅰ　妨害又は不当要求に対する届出及び報告義務**

(1) 受注者は、契約の履行に当たって、大阪府公共工事等不当介入対応要領の定めるところにより、暴力団員及び暴力団密接関係者等から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、大阪府及び管轄警察署への報告を行わなければならない。

(2) 報告は、不当介入報告書により、速やかに、大阪府及び管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に行うものとする。ただし、急を要し、当該不当介入報告書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入報告書を各々提出するものとする。

(3) 受注者は、下請負人等が暴力団員及び暴力団密接関係者等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。

(4) 報告を怠った場合は、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）に基づく公表又は入札参加停止を措置することがある。

**Ⅱ　個人情報取扱特記事項**

（基本的事項）

第１ 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（責任体制の整備）

第２ 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（作業責任者等の届出）

第３受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

２ 受注者は、作業責任者を変更した場合は、速やかに書面により発注者に報告しなければならない。

３ 作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

（秘密の保持）

第４ 受注者は、この契約による事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（教育の実施）

第５ 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

（再委託）

第６ 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

２ 発注者は、前項の承諾をするに当たっては、少なくとも別に定める条件を付するものとする。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第７　受注者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

２　受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（個人情報の適正管理）

第８　受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、講じるべき措置における留意すべき点は次のとおり。

(1)　個人情報の利用者、作業場所及び保管場所の限定及びその状況の台帳等への記録

(2)　施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室での個人情報の保管

(3)　個人情報を取扱う場所の特定及び当該場所における名札（氏名、会社名、所属名、役職等を記したもの）の着用

(4)　定められた場所からの個人情報の持ち出しの禁止

(5)　個人情報を電子データで持ち出す場合の、電子データの暗号化処理等の保護措置

(6)　個人情報を移送する場合の、移送時の体制の明確化

(7)　個人情報を電子データで保管する場合の、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況に係る確認及び点検

(8)　私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んでの個人情報を扱う作業の禁止

(9)　個人情報を利用する作業を行うパソコンへの業務に関係のないアプリケーションのインストールの禁止

(10)　その他、委託の内容に応じて、個人情報保護のための必要な措置

(11)　上記項目の従事者への周知

（収集の制限）

第９　受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第10　受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第11　受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（資料等の返還等）

第12　受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した「個人情報が記録された資料等」を、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（廃棄）

第13　受注者は、この契約に事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（調査及び報告）

第14　発注者は、受注者が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に調査することができる。

２　受注者は、発注者の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。

（事故発生時における報告）

第15　受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

（契約の解除）

第16　発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

（損害賠償）

第17　受注者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。

第６第２項関係　発注者が再委託を承諾する場合に付する条件例

|  |
| --- |
| （１）受注者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。（２）（１）の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を順守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。（３）受注者は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。（４）（３）の場合、受注者は、発注者自らが再委託先に対して再委託された業務の履行状況を管理・監督することについて、再委託先にあらかじめ承諾させなければならない。 |

第８（１）関係　個人情報管理台帳（例）

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内容 |
| 受託業務名 |  |
| 受領年月日 |  |
| 大阪府庁担当部局・担当者名 |  |
| 個人情報が記録されている媒体・数量 | (例)　紙 ○○枚、ＦＤ○○枚 |
| 主たる個人情報の種別 | （例）申請者の氏名・住所・電話番号 |
| 個人情報の保管場所 | （例）○○室内鍵つきロッカー |
| 管理責任者名 |  |
| 作業従事者名・所属部署 |  |
| 作業場所 |  |
| 作業場所からの持出しの有無 | （「有」の場合、持出管理簿等を別途作成） |
| 複写の有無 | （「有」の場合、複写管理簿等を別途作成） |
| 廃棄・返却年月日 |  |
| 備考 |  |

**Ⅲ　委託役務業務に係る出向社員等の取扱特記事項**

入札等により大阪府が発注する委託役務業務を受注した者が、当該業務を履行するに当たり、他者から出向社員等を受け入れる場合の取扱いについては、以下のとおりとする。

**（取扱方針）**

以下の２点については、原則禁止とする。

　　(1) 基幹社員（業務責任者等）への出向社員等の受け入れ

　　(2) 入札公告日から契約締結日まで、又は出向受入時において入札参加停止措置中の者からの出向社員等の受け入れ

　　ただし、上記(2)に関して、受注業者から、業務の安全かつ確実な引継ぎ、熟練労働者の確保、雇用の安定等のために最低限必要な出向社員等の受け入れについて、大阪府に事前に承認願いがあれば、承認基準の全てに該当する場合は承認する。

|  |
| --- |
| **【承認基準】**①　出向社員等の受入期間は最長１年間とする。②　受け入れる人員数は業務従事者全体の50パーセント未満とする。③　労働者派遣事業法、職業安定法等の労働法規に違反していないこと。（労働者の供給事業などの違法な行為を行っていないこと。）④　受注業者及び出向元（派遣元）企業が親会社・子会社の関係にないこと。⑤　出向元（派遣元）企業が大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和２年大阪府規則第61号）第３条第１項に規定する入札参加除外者、同規則第９条第１項に規定する誓約書違反者又は同規則第３条第１項各号のいずれかに該当すると認められる者でないこと。 |

|  |
| --- |
| **（用語の定義）**(1)**「受注業者」**とは、競争入札等により当該業務を受注した者をいう。(2)**「入札参加停止措置中の者」**とは、次のア又はイに該当する者をいう。ア　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者　　 イ　大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和２年大阪府規則第61号）第３条第１項に規定する入札参加除外者、同規則第９条第１項に規定する誓約書違反者又は同規則第３条第１項各号のいずれかに該当すると認められる者(3)**「出向社員等」**とは、出向元と出向先との間で締結された出向契約により、出向先企業の業務に従事する社員、又は派遣される社員のことをいう。　ただし、当該業務に係る入札公告日又は見積書依頼日の１年以上前かつ入札参加停止措置に該当する日以前から受注業者と出向又は派遣関係が確認できる場合はこの限りでない。(4)**「子会社」**とは会社法（平成17年法律第86号）（以下「法」という。）第２条第３号に定めるものをいう。また、**「親会社」**とは法第２条第４号に定めるものをいう。 |